

緊急のお知らせ

一部損壊世帯に対する義援金の拡充と、 町による独自支援が決定しました！！

これまで半壊以上の世帯に支給されていた県義援金ですが、この度、**一部損壊世帯で修理費用が100万円以上の世帯**に対しても、支給対象が拡大されました。詳しくは、P.5をご確認ください。

町義援金についても、P.5に記載しています。うち**一部損壊で、修理費用が10万円以上の世帯**については、以下に詳細を記載しますのでご確認ください。

※**世帯ごとに申請できます**。(但し、世帯の中のだれかが領収書の宛名となっていて修理が確認できるものに限る。)

一部損壊の方へ重要なお知らせ

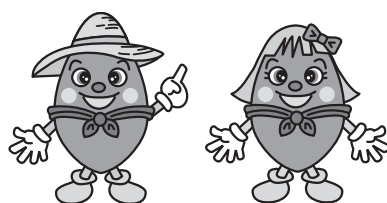
●一部損壊で修理費用が10万円以上100万円未満の方への支援

①【大津町独自の支援】一部損壊世帯住宅補修見舞金について

対象：住家が一部損壊の判定を受け、修理費用を10万円以上100万円未満支出した世帯

(※**居住者が対象**となりますので、り災物件の**所有者の方は対象外**です。)

内容：住家の修理費用が10万円以上100万円未満の世帯に対し段階的に見舞金を支給します。



修理費の額	見舞金の額
10万円以上～30万円未満	3万円
30万円以上～100万円未満	修理費の10% (ただし、千円未満は切り捨て)

【留意事項】

※修理後の申請となります。

※当該制度を利用した場合、追加工事等による県及び町義援金との併給はできません。